

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																							
呉竹医療専門学校		平成21年3月31日	齊藤 秀樹	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 (電話) 048-658-0001																							
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日	理事長 坂本 歩	〒160-0008 東京都新宿区四ッ谷三栄町16番12号 (電話) 03-5362-3776																							
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	鍼灸科Ⅱ部		文部科学省告示第152号 (平成22年11月29日)	-																						
学科の目的	本校は、はり師及びきゅう師の養成に必要な高度の専門知識及び技術を授けるために、臨床現場や専門領域などの最前線で活動している経験豊富な企業、地域の業界団体及び学術団体等と連携を図ることによって、国家試験や実技審査への対応にのみとらわれることなく、社会の要請に対応した実践的教育を提供するとともに、一定水準の実践技能を修得したことを確認する体制を構築して、国民の保健衛生の増進に寄与できる有為の人材を育成することを目的とする。																										
認定年月日	平成26年3月31日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	昼間	2658時間	1938時間	時間	180時間	時間	540時間 <small>単位時間</small>																				
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
90人		74人	0人	11人	11人	22人																					
学期制度	<ul style="list-style-type: none"> ■1学期:4月1日～6月30日 ■2学期:7月1日～10月31日 ■3学期:11月1日～3月31日 			成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・成績評価の基準は、100点満点換算で100～90点をA、89点～70点をB、69点～60点をC、60点未満をDとし、A・B・Cを合格、Dを不合格と定めている。ただし、出席の割合が70%に達していない者は、当該科目について評価を受けることは出来ない。 ・成績評価の方法は主に定期試験・技術試験・レポート課題等により行っている。それらの評価の配分は、各科目毎に設定されており、各科で作成したシラバスに掲載されている。 																						
長期休み	<ul style="list-style-type: none"> ■学年始:4月1日 ■夏季:8月1日～8月25日 ■冬季:12月26日～1月5日 ■春季:3月25日～3月31日 ■学年末:3月31日 			卒業・進級条件	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業要件 ・本校に3年以上在籍し、卒業までに必要な単位を全て修得した者。 ・実技認定試験に合格した者。 ■進級要件 ・当該年度で修得すべき単位を全て修得した者。 																						
学修支援等	<ul style="list-style-type: none"> ■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 1週間以上連続して欠席する者には、事由を聴取した上で欠席届を提出させている。(病欠の場合は原則として診断書を提出)。各科目の延べ欠席率が年間予定講義数の10%に達しようとする者には、担任及び科目担当者から口頭で注意を促す。20%に達しようとする者には、科長より警告文書により注意を行っている。25%に達しようとする者には校長より保証人に通知を行っている。30%に達しようとする者には科長、担任及び科目担当者からの嚴重注意を行い、原級留置の注意を喚起している。また、成績不良科目(60点未満)については、再試験や補習を行い、成績の向上を図っている。 			課外活動	<ul style="list-style-type: none"> ■課外活動の種類 スポーツ大会 学園祭 呉竹医学会学術大会 東洋療法学校協会学術大会 ■サークル活動: 有 																						
就職等の状況※2	<ul style="list-style-type: none"> ■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など ■就職指導内容 ・在校生、卒業生向け呉竹学園求人検索システムにて求人情報を提供。 ・埼玉県労働産業部や大宮ハローワークより講師を招いて就職支援労働講座を開催。 ・企業等とのマッチングを行い、就職相談会の開催。 ■卒業者数 : 20 人 ■就職希望者数 : 20 人 ■就職者数 : 15 人 ■就職率 : 75 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 75 % ■その他 ・未定:5人 			主な学修成果(資格・検定等)※3	<ul style="list-style-type: none"> ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業者に関する令和5年7月31日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり師</td> <td>②</td> <td>20人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>きゅう師</td> <td>②</td> <td>20人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	はり師	②	20人	18人	きゅう師	②	20人	18人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
はり師	②	20人	18人																								
きゅう師	②	20人	18人																								
(令和4年度卒業者に関する 令和5年5月1日 時点の情報)				<ul style="list-style-type: none"> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) 																							

<p>中途退学の現状</p>	<p>■中途退学者 2名 ■中退率 2.9%</p> <p>令和4年4月1日時点において、在学者70名（令和4年4月1日入学者を含む） 令和5年3月31日時点において、在学者68名（令和5年3月31日卒業者をを含む）</p> <p>■中途退学の主な理由 学業不振、進路変更、病気・体調不良など</p> <p>■中退防止・中退者支援のための取組 退学率については、月報により要因や傾向等を学年毎に把握し、担任による面談や個別補習等を実施している。中途退学は成績不良が主な要因を占めており、学習面の指導体制については、入学前より入学前授業を実施して学習指導を実施し、入学後の成績不良者には補習や課題を実施しているほか、個別指導の充実を図っている。また、保護者との連携を強化すべくHP上にページを設けているほか、心理面の指導体制については、公認心理師を配置して個別相談に応じる体制を整えている。</p>
<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特待生奨学制度：前年度の学業成績および学術研究の評価により特に優秀で他の在校生の模範となる学生を対象とし、減免年度の授業料の一部を免除する。 ・経済的困窮者に対する学費減免制度：在学中に家計支持者が規程要件に該当し、且つ審査の結果、学費の減免が必要と認められた場合、授業料の一部を免除する。 ・校友会推薦奨学制度：本学園の卒業生（校友会会員）より推薦され入学した方を対象として、入学金の一部（10万円）を入学後に付与する。 <p>■専門実践教育訓練給付：給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 昨年度給付実績：35名</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>https://www.kuretakeiryo.ac.jp/department/index.html</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

国家試験や卒業要件となる実技審査のみにとらわれることなく、国家資格取得後に職域で遭遇することの多い疾病に対する実践的かつ専門的な技能の修得のために、施術所、診療所・病院及び福祉介護施設などの企業、地域の職業団体及び学術団体等(以下「企業等」という。)の専門性、高い技術力及び豊富な経験等を活用して、社会の要請を反映した授業科目の設置や授業の展開方法の工夫等を行うとともに生徒の修得水準を企業等と学校が協力して評価する。このような取り組みを含む教育課程全般について、学校は教育課程編成委員会へ報告し審議を受ける。教育課程編成委員会の意見や要望については学校教育課程の編成にかかる作業部会において検討したうえで、教育課程の編成に反映する。

本校における一連の自主的な取り組みを持続可能とするために、企業等との連携は、生徒の就職先の人材の専門性の動向、地域振興の特性や方向性及び新規の成長領域をとらえた実践的かつ専門的な授業等を実施することができ、年間を通じて組織的に学校と協力して授業を行える企業等を対象として行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教育編成会議作業部会の検討結果について審議するため、校長が設置し年2回開催するものとして、「学校法人呉竹学園教育課程編成規則」及び「呉竹医療専門学校教育課程編成委員会実施要綱」により位置付けられている。教育課程編成委員会での審議結果を踏まえた教育編成作業部会を開催し、内容を検討した上で実際の教育課程へ採用する事としている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年8月30日現在

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人埼玉県鍼灸師会会長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	①
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会副会長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	①
堀口 和彦	光和堂鍼灸治療院院長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	③
保坂 正和	株式会社フレアス運営部部长	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	③
永島 茂雄	ナガシマ鍼灸院	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数:2回 / 開催時期:毎年6月と2月

(開催日時)

第1回 令和5年6月17日 18:00～19:30

第2回 令和6年2月24日 18:00～19:30

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

(1) 外部施設臨床実習における事前カンファレンスの内容について

【意見】デイサービス等を併設している事業所に実習に来た学生が、あはき師以外の職種について、またその職種の業務内容を知らない。事前に知識を得た上で実習に臨んで欲しい。

【活用】実習前の事前ガイダンスにて、社会あはき学の教科書の内容に沿って、他の職種についての事前理解を深めた上で、実習に参加させた。実習先の指導者からは、他職種の理解が深まり、実習中の指導がやりやすくなったとの報告を受けている。

(2) 国家試験合格に向けた学生指導について

【意見】令和3年度の国家試験結果を受けて、全国平均をあはきの3療とも全国平均を下回ってしまった現状より、対面での補習を個々の学生に対して実施して頂きたい。

【活用】得点率が低い学生に対する補習(問題演習と個別指導)を対面で実施した。個別指導をすることで、学生の解答を導く思考過程から、誤答の傾向を知り、教員側も指導上の注意点の発見となった。

(3) スクールカウンセリングなどの活用について

【意見】精神的な要因により、退学をする学生も毎年いることから、スクールカウンセリングなどの活用が必要である。

【活用】スクールカウンセラー(公認心理師)の利用状況は、学生によって積極的に活用している者もいる。必要な情報はカウンセラーから担任に共有されている。担任の対応が難しい学生は、積極的にスクールカウンセラーを紹介している。

(4) 実技に対する手厚いフォローについて

【意見】コロナ禍における授業について、対面ではないと実技はやりづらかったのではないかと。国家試験対策も重要だが、実技を手厚くフォローしていただきたい。検査法などマンツーマンで行わないと習得が難しいと感じている。先生と学生、学生同士のコミュニケーションはどうなっているか。

【活用】実技は全て対面で実施し、技術指導に努めた。またフリースペースを実施し、意欲の高い学生の実技練習の機会を設けた。しかし、実技認定試験で不合格者がいたことから、フォローが十分だったとは言えない。来年度に向けて、実技指導の実施内容や実施機会について、再度検討を行い改善に努める。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、実践的な実習・演習等の授業を行う。企業から派遣された講師は、患者さんへの接し方や施術方法等について、日常の臨床経験を生かした実践的かつ専門的な実技実習指導を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実技実習計画の作成、実習・講義の実施、実技試験の実施と評価について企業と協定書を締結し、鍼灸臨床に必要な種々の技術について教授することとしている。当該講師には事前にシラバス作成を依頼し、授業内容・評価等について本校の教育方針に基づき、専任教員と内容の確認・調整を行っている。実習施設内における学生の授業態度等についても、適宜報告の上、情報を共有し、協力して学生指導を行っている。実施授業には専任教員も補助員として参加し、協力して授業を行っている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
応用はりきゅう実技Ⅱ (診察法・特殊鍼灸実習)	鍼灸医学の治療法には様々な対応方法がある。施術者は一つの治療法だけに固執することなく、患者の様々な愁訴、要望に合わせて最も効果的な治療方法を選択しなければならない。 外部治療院や学校附属施術所での臨床経験を活かして、伝統的な刺鍼法や灸法を実践できるようにすることを目標とする。	高野はりきゅうマッサージ治療院
はき適応疾患実習Ⅱ (はき適応疾患実習)	臨床に出た際に直ぐに使える技術を習得するために、基礎理論をふまえて各疾患に対し、診察・診断・治療ができる。	高野はりきゅうマッサージ治療院
応用はりきゅう実技Ⅲ (臨床特別実習)	東洋医学概論、経絡経穴概論、東洋医学臨床論で学習した東洋医学の考え方に基づいて、症例問題に取り組む。東洋医学的な診断である証立てから、治療穴を導き、治療に必要な技術を学ぶ。	高野はりきゅうマッサージ治療院
臨床実習Ⅳ(はき臨床実習)	はり師、きゅう師としての自立に向け、施術チームの一員として指導教員の指導・監督の下、外来患者の診察、はき治療の適不適の鑑別、治療計画、基本的治療技能、診療録への記録を含む患者マネジメントを実践し、臨床に携わる者としての態度、ならびに臨床能力の基礎を理解する。	山王リバース鍼療院
臨床実習Ⅲ(外部施設臨床実習)	市中のあはき治療院での見学実習を行う。医療人としてのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の役割について理解し、どのように施術に係わるべきかを学習することを目的とする。実務経験のある臨床実習指導者講習会修了の開業鍼灸師の指導のもと臨床実習を行う。	呉竹メディカルクリニック

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 学校法人呉竹学園研修規程により、学校は教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励すること、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努めること、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行うことを定めている。実施については各種学会・連盟・委員会等から告知された内容を基に、年次計画に沿って計画的に参加しており、研修後は「研修会(講習会)・学会等参加報告書」をにより、得られた知識と技術について学内で共有している。

(2) 研修等の実績
 ① 専攻分野における実務に関する研修等
 教員の専攻分野における研修は、(公社)日本鍼灸師会、(公社)全日本鍼灸学会をはじめ、関連する企業等との連携により行っている。
 令和4年度研修・学会:第71回 全日本鍼灸学会学術大会 東京大会 主催:(公益社団法人)全日本鍼灸学会 日程:6月 対象:学科教員 研修内容:現代医療における鍼灸の役割り 一未来へ向けての鍼灸のチカラ
 研修会:令和4年度療養費研修会 主催:(公益財団法人)埼玉県鍼灸師会 (公益社団法人)埼玉県鍼灸マッサージ師会 日程:8月 12月 対象:専任教員・施術所職員 研修内容:保険業務に関する最新情報の教育指導など
 :全日本鍼灸学会支部学術集会 主催:(公益財団法人)全日本鍼灸学会各支部 日程:月毎 対象:学科教員 施術所職員 研修内容:認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽

② 指導力の修得・向上のための研修等
 教員の指導力に関する研修は、(公社)東洋療法学校協会や関連する企業等との連携により行っている。
 令和4年度研修・学会:第45回東洋療法学校協会教員研修会 主催:(公益財団法人)東洋療法学校協会 日程:8月18・19日 対象:学科教員 研修内容:創生～原点から新たな未来へ
 第33回呉竹医学会学術大会 主催:学校法人呉竹学園 日程:10月 対象:全教職員 研修内容:学生の能動的な研究活動に対する支援など

(3) 研修等の計画
 ① 専攻分野における実務に関する研修等
 教員の専攻分野における研修は、(公社)日本鍼灸師会、(公社)全日本鍼灸学会をはじめ、関連する企業等との連携により行っている。
 令和5年度研修・学会:第72回 全日本鍼灸学会学術大会 神戸大会 主催:(公益社団法人)全日本鍼灸学会 日程:6月 対象:学科教員 研修内容:鍼灸学の次代展望－経験から学び、持続可能なエビデンスをつむぐ－
 研修会:令和5年度療養費研修会 主催:(公益財団法人)埼玉県鍼灸師会 (公益社団法人)埼玉県鍼灸マッサージ師会 日程:8月 12月 対象:専任教員・施術所職員 研修内容:保険業務に関する最新情報の教育指導など
 :全日本鍼灸学会支部学術集会 主催:(公益財団法人)全日本鍼灸学会各支部 日程:月毎 対象:学科教員 施術所職員 研修内容:認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽

② 指導力の修得・向上のための研修等
 令和5年度 教員の指導力に関する研修は、(公社)東洋療法学校協会や関連する企業等との連携により行っている。
 令和5年度研修・学会:第46回東洋療法学校協会教員研修会 主催:(公益財団法人)東洋療法学校協会 日程:8月24・25日 対象:学科教員 研修内容:Well being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携
 第34回呉竹医学会学術大会 主催:学校法人呉竹学園 日程:9月 対象:全教職員 研修内容:学生の能動的な研究活動に対する支援など

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針
 本校が選任した委員(卒業生・保護者・企業関係者等)により「学校関係者評価委員会」を設置し、自己評価結果に基づき、評価を実施し、評価結果、課題の改善に向けた指導・助言をまとめ、ホームページで公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	基準1 教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	基準2 学校運営
(3) 教育活動	基準3 教育活動
(4) 学修成果	基準4 学修成果
(5) 学生支援	基準5 学生支援
(6) 教育環境	基準6 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	基準7 学生の受入れ募集
(8) 財務	基準8 財務
(9) 法令等の遵守	基準9 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	基準10 社会貢献・地域貢献

(11)国際交流	なし
----------	----

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

重点目標に関する具体的な取り組みを次のとおり行った。

- ①予算明細書及び事業報告書の作成
- ②学則改定に伴う諸規定の見直しと整備
- ③学生支援体制の強化

その他、各評価項目において受けた指導・助言については、学校内の運営組織「教務会」において、進捗状況の確認と課題の検討を行って、学校運営の改善に取り組んでいる。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人埼玉県鍼灸師会会長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	企業等委員
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会副会長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	企業等委員
山本 光彦	公益社団法人埼玉県柔道整復師会常務理事	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	企業等委員
山岸 克也	卒業生 呉竹会会長	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	卒業生
尾花 正貴	保護者 代表	令和5年4月20日～ 令和6年3月31日	保護者

#REF!

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/about/evaluation.html>

公表時期: 令和4年9月29日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対して、学校の運営状況をホームページ、ソーシャルネットワーク及び学校案内などによって公開する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育理念、教育目標、育成人材像、運営方針、教育方針、中期的目標、校長名、所在地、連絡先等
(2)各学科等の教育	入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員 在学学生数、進級・卒業の要件等 学習の成果として目指す資格 資格取得、検定合格等の実績 卒業生数、卒業後の進路
(3)教職員	教職員数、教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実習・実技への取り組み状況 就職支援等への取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況、課外活動
(6)学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用できる経済的支援措置の内容
(8)学校の財務	資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	短期留学の取り組み状況
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/>

公表時期: 令和5年5月22日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸科Ⅱ部) 令和5年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当 年次・ 学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携
								講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
必修	選択 必修	自由 選択													
1	○		総合基礎Ⅰ	【生物】細胞から始まり生物を構成する物質、代謝、遺伝子など生物の基礎を学ぶ。高校生物基礎の学習内容を基本としつつ医療への道へ進む学生の進路に役立つ基礎教養を重点的に学べるような内容とする。	1 ① ②	30	2	○				○			○
2	○		総合基礎Ⅰ	【生命科学】将来、医療道へ進むにあたり、ヒトの体を生物学的視点から見るときの基礎を学ぶ(動物学一般の内容も含む)。その中で、特にヒトの体を構成する細胞、骨格と筋肉収縮、神経系と行動、恒常性の維持(血液や内分泌系)、生体防御、人間生活を取り巻く環境などを中心に学習する。	1 ① ②	30	2	○				○			○
3	○		総合基礎Ⅰ	【コミュニケーション心理学】心理学の基礎的な知見を習得することで心の問題に関する科学的視点を養い、深い人間理解を目指す。	1 通	30	2	○				○			○
4	○		総合基礎Ⅰ	【コミュニケーション演習】コミュニケーションに関する基礎理論を学習し、社会に出てからの対人コミュニケーションを円滑にする基本的コミュニケーション能力を習得することをねらいとします。	1 ② ③	15	1	○				○			○
5	○		総合基礎Ⅰ	【文章表現・読解法】多様なジャンルの小品を読み(読解)、筆者の主張のまとめ及びそれに対する各自の主張を書くこと(表現)ができるようにしたい。つまり、事実を正確に伝える文章力の養成を目標とする。	1 ② ③	15	1	○				○			○
6	○		総合基礎Ⅱ	【医用英語Ⅰ】初歩的なオーラル英語から始めて、教科書の内容を材料に外国人の患者とコミュニケーションがとれるようリスニング、スピーキングの訓練をする。時折英語の文献にも触れ、高度な英文に接する機会を維持する。	2 ① ②	30	2	○				○			○
7	○		総合基礎Ⅱ	【医用英語Ⅱ】教科書の内容を材料に外国人の患者とコミュニケーションがとれるようリスニング、スピーキングの訓練をする。時折英語の文献にも触れ、高度な英文に接する機会も維持する。	2 ② ③	30	2	○				○			○
8	○		総合基礎Ⅱ	【化学Ⅰ】元素名と元素記号、さらに化学式を学び、物質の構造、状態変化・化学変化と物理変化の相違を説明できるように展開していく。また、生理学に結びつける事を念頭におき、酸性・アルカリ性とpHや無機化合物と有機化合物の相違も講義に取り入れて行く。	2 ① ②	30	2	○				○			○
9	○		形態機能学Ⅰ	生体の構造を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な構造が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造を学んでいく。	1 通	72	3	○				○			○
10	○		形態機能学Ⅱ	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	1 通	72	3	○				○			○
11	○		形態機能学Ⅲ	生体の構造機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な構造機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造機能を学んでいく。	3 通	72	3	○				○			○
12	○		形態機能学Ⅳ	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	3 通	72	3	○				○			○
13	○		臨床医学Ⅰ	臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	2 ② ③	48	2	○				○			○

47	○		臨床実習Ⅲ	市中のあはき治療院での見学実習を行う。医療人としてのはり師・きゅう師の役割について理解し、どのように施術に係わるべきかを学習することを目的とする。 実務経験のある臨床実習指導者講習会修了の開業鍼灸師の指導のもと臨床実習を行う。	1 通	45	1		○	○	○	○
48	○		臨床実習Ⅳ	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、はりきゅう施術における基本的臨床能力を想起させるために付属施術所内にて臨床実習を行う。	3 通	45	1		○	○	○	○
49	○		臨床総合講座Ⅰ	患者や医療従事者とコミュニケーションをとるために必要なことを学んでいく。また、はり師としてEBMに基づく臨床を行うためやチーム医療の一翼を担うことが出来るようになるために、グループワークによるはき研究を通じて、医療人としてのリテラシーと論理的思考(logical thinking)や批判的思考(critical thinking)について学んでいく。	1 ② ③	48	2	○		○	○	
50	○		臨床総合講座Ⅱ	はき臨床でも遭遇する疾患のはき治療の適応と不適応の鑑別ができる能力を取得するために、各疾患の概念、原因、主症状、検査所見、予後について学習していく。 また、臨床に必要な診察および治療に関する医学知	2 ①	24	1	○		○	○	
51	○		臨床総合講座Ⅲ	今までに学んだ「病理学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につける。	3	24	1	○		○	○	
52	○		臨床総合講座Ⅳ	今までに学んだ専門基礎分野・専門分野の科目のうち、東洋系の科目(東洋医学概論・経絡経穴概論・東洋医学臨床論)をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ① ②	48	2	○		○	○	
53	○		臨床総合講座Ⅴ	「国民衛生の動向」のデータを参考にしながら、様々な統計を確認し、重要なデータを理解してもらいます。「医療概論・公衆衛生学・関係法規」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為に必要な力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○		○	○	
54	○		臨床総合講座Ⅵ	今までに学んだ「東洋医学概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○		○	○	
55	○		臨床総合講座Ⅶ	今までに学んだ「経絡経穴概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○		○	○	
56	○		臨床総合講座Ⅷ	今までに学んだ「東洋臨床診察治療学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○		○	○	
57	○		臨床総合講座Ⅸ	今までに学んだ「はり理論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、「はり理論」「きゅう理論」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。また、はり理論、きゅう理論、生理学、その他関連科目とのつながりを確認し、解説をしつつ補充していきます。	3 ② ③	48	2	○		○	○	
58		○	病態生理Ⅰ	【内科診断学】はり師が医療連携を行っていくために、内科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ①	24	1	○		○	○	
59		○	病態生理Ⅱ	【整形外科】はり師が医療連携を行っていくために、整形外科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ② ③	48	2	○		○	○	
合計				59科目	2730単位時間(108単位)							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	3期
	1学期の授業期間	12週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。